

令和4年 月 日

アパート管理者 殿  
アパートオーナー 殿

廃棄物減量等推進員/川間台自治会長  
矢野 博(電話 090-7840-7865)

### ごみステーション/資源排出場管理について

前略 日頃は、川間台自治会区域における環境美化活動にご協力頂き、有難うございます。

さて、川間台自治会は、令和4年8月、野田市から、環境美化区域として登録されました。標記に関し、川間台自治会では、区域内の環境美化を目的に、行政の指導を頂き、ごみステーション/資源排出場の利用については、利用者を登録し、利用者による管理ルール(当番制)を定め、令和3年7月から実施しています。しかしながら、利用者登録されていないと思われる方からのルール違反ごみの排出が継続しています。(添付写真、ご参考方)

利用者(自治会員)の方から、アパート居住者と思える方が利用者登録をせず、ルール違反ごみを排出しているようなので困っているとの情報が多数寄せられています。

つきましては、川間台自治会区域の環境美化を推進する為、アパート居住者の利用者の方にも、ごみステーションの管理ルール(別紙)を平等に適用させて頂くことにしました。(資源回収も同様です)

しかしながら、一般的に、アパート居住者の方は、短期間居住者が多く、当番日を定めても、対応できない方もいらっしゃるかと推測されますので、その場合は、居住者数に見合った世帯数を管理会社またはオーナー殿に代行して頂くことにさせて頂きました。

- ☞ 居住者数については、現時点とさせて頂きます。居住者数の見直しは、年度末1回とさせて頂きますので、増減のあった場合は、3月31日までに、推進員までご連絡下さい。
- ☞ 当番にご協力頂ける場合は、後日、当番表を配布させて頂きます。

また、諸事情により、当番の対応が出来ない場合は、下記金額を自治会に納めることもでも結構です。

- ① ごみステーションを利用する場合 ☞ 200円/月(年間2,400円)/居住世帯
- ② 資源回収場を利用する場合 ☞ 100円/月(年間1,200円)/居住世帯

※納付は、年度初め(4月)に、当年度利用料を一括して、振込または持参して頂きます。

※利用料を納付しても、行政の定めたルールを厳守し、排出することは当然です。

つきましては、自治会との覚書を作成し、両方で保管し、協力し、区域の環境美化を維持したいと思っておりますので、添付、覚書にご記入方、願います。 月 日以降に、回収にお伺いしますので、お手数ですが、ご協力方、宜しく願います。

以上



今年発生した、違反ルールごみの写真です。(一例)



布団



炊飯器



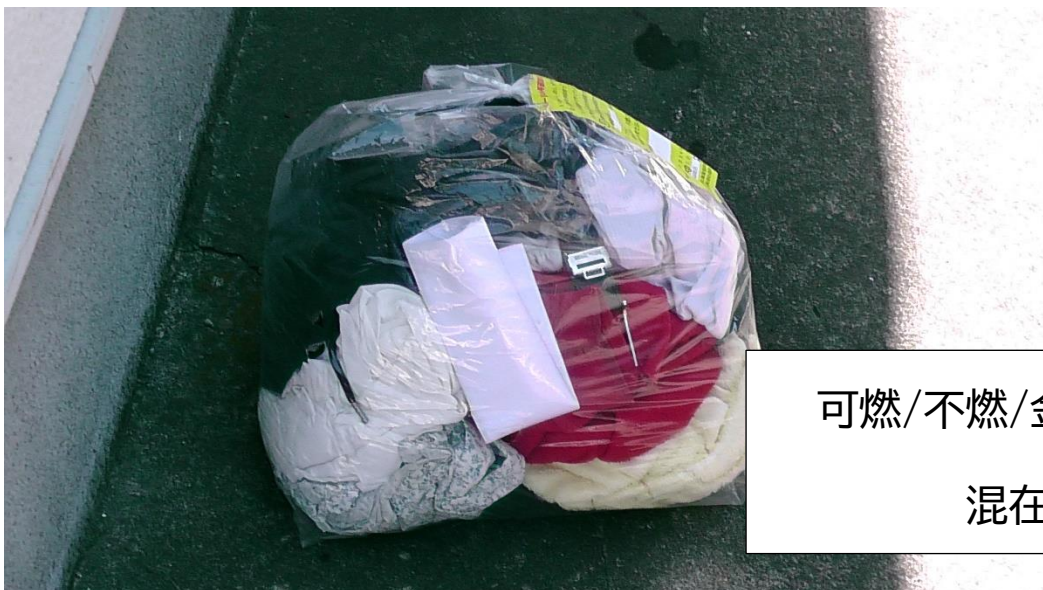
掃除機



時計



スーツケース時



可燃/不燃/金属類が  
混在



カラスの仕業  
ネット収納の問題！



道路一面に散乱したごみ。  
悪臭！

上記写真は、今年発生した一例ですが、特に、顕著な傾向として、アパート住民が退去する際、一括排出するケースが増加しているのではないかと推測しています。

